

都島区公告第58号

令和8年10月1日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、

区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
松井 芽生	

都島区公告第 59 号

令和 8 年 10 月 1 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、

区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
松村 啓子	
松井 芽生	
HO THI THU TRINH	

令和 8 年 10 月 1 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
松井 芽生	

都島区公告第 61 号

令和 8 年 10 月 1 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
友國 章太郎	

都島区公告第 62 号

令和 8 年 10 月 1 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
松井 芽生	
中 翔太	
友國 章太郎	

都島区公告第 63 号

令和 8 年 10 月 1 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、

区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
松井 芽生	
中 翔太	
友國 章太郎	

都島区公告第 64 号

令和 8 年 10 月 / 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 ， 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
中 翔太	
TRAN THI T HUY HANG	
友國 章太郎	
佐伯 美怜	
KWON SEONG JUN	